

ID: 5381

担当部署:まちづくり部建築指導課

処分の概要	検査済証交付前の建築物の仮使用の認定		
法令名 根拠条項	建築基準法第7条の6第1項第1号 【準用】第87条の2（建築設備）、第88条第2項（遊戯施設等の工作物）		
法令番号			
【基準】 建築基準法第7条の6（検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限）、建築基準法施行令第13条、第13条の2の規定による 工事中の建築物の安全確保について （昭和53年11月7日付け、建設省住指発第805号） 建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言） （平成27年5月27日付け、国住指第558号、国住街第40号） 仮使用承認に係る手続きの迅速化について （平成25年3月29日付け、国住指第4845号）			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成29年10月1日	最終変更年月日	平成29年10月1日